

発表担当ゼミ生（栗田、加藤）の感想

音楽教室事件の控訴審の発表を担当させていただきました。

本判決は、地裁判決の内容を一部覆す結果となり、音楽著作物の利用主体判断に関する一定の基準を示すものになったのではないかと思います。ただ、議論にもあったように各控訴人ら（音楽教室事業者）毎にレッスン様態や背景事情が異なるという事情もあり、一概に判断できないのではないかという疑問も残りました。（加藤）

本件の控訴審判決は、教師による演奏について、その演奏の主体は音楽教室事業者であると判示したのに対し、生徒による演奏については、その演奏の主体は生徒であると判示しており、教師による演奏も生徒による演奏もその主体は音楽教室事業者であると判示した第一審判決とはこの点において際立った対照を見せています。第一審判決及び控訴審判決の結論の当否はさておき、教師と生徒における相互のコミュニケーションにより進められる音楽教育において、截然と教師の演奏と生徒の演奏の主体性を区別できるものなのかなという一抹の疑問は残りました。（栗田）

当日はゼミ生の皆様の賛成反対の意見をお聞きし、本事案を様々な角度で考察することにより、著作権法の知見がより深まりました。

最高裁における本件の今後の動向も興味深く追っていければと思います。